

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：長崎県

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	88.1%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	86.1%
全職員	69.3%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	97.7%
本庁課長相当職	95.6%
本庁課長補佐相当職	99.9%
本庁係長相当職	95.2%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	90.6%
31～35年	93.6%
26～30年	95.9%
21～25年	93.9%
16～20年	97.6%
11～15年	95.2%
6～10年	98.2%
1～5年	89.2%

【説明欄】

- 扶養手当について、世帯主となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は95%である。
- 近年の女性の採用数増加により、女性職員のうち勤続年数15年以内の職員が約半数となっており、相対的に給与水準が低い層に女性が偏っているため、単純平均による給与額の比較においては、男女の差異が生じている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。